

京都市介護保険サービス事業者等監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8、第115条の9、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28及び第115条の29の規定に基づき、次の各号に定める者（以下「サービス事業者等」という。）に対して京都市が行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る介護給付等対象サービスの内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する監査について、基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (3) 指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (4) 指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者
- (5) 介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者
- (6) 介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者
- (7) 指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (8) 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者、同令第97条第1項に規定する旧指定介護予防通所介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (9) 指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
- (10) 指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

(監査方針)

第2条 サービス事業者等に対する監査は、介護給付等対象サービスの内容について、京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例で定める介護給付等対象サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に従っていないと認められる場合若

しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正を行っていると思われる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると思われる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）、又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

（監査体制）

第3条 監査は、保健福祉局の職員が、所属長の指示を受け実施する。

（監査対象となるサービス事業者等の選定基準）

第4条 監査は、次の各号に示す状況を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認が必要と認める場合に行う。

(1) 要確認情報

- ア サービス利用者や家族、サービス事業者等の従業者等からの通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- ウ 京都府、京都府国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等からの情報提供
- エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示すサービス事業者等
- オ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 運営指導において確認した指定基準違反等

法第23条に基づき指導を行ったサービス事業者等において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反

（監査方法）

第5条 監査方法は、次の各号のとおりとする。

(1) 監査体制

監査は、2名以上の監査班を編成し実施する。

(2) 実施通知

監査の対象となるサービス事業者等を決定したときは、文書により監査開始時に通知又は口頭により通告する。

(3) 報告等

指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認が必要と認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。

(監査後の措置)

第6条 監査後の措置は、次の各号のとおりとする。

(1) 行政上の措置

指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「設備の使用制限等」、「変更命令」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき、行政上の措置を行う。

ア 勧告

サービス事業者等(介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等を除く。以下イ及びウについて同じ。)に指定基準違反等(介護報酬の請求に関するものを除く。)の事実が確認された場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、勧告した場合は、当該サービス事業者等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

イ 命令

サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置を採らなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令した場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、命令した場合は、当該サービス事業者等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

ウ 指定の取消し等

指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が法第77条第1項各号、第78条の10各号、第84条第1項各号、第92条第1項各号、第115条の9第1項各号、第115条の19各号及び第115条の29各号のいずれかに該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止(以下「指定の取消し等」という。)をすることができる。

エ 設備の使用制限等

法第101条又は法第114条の3の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院が療養室等の設備や条例で定める施設を有しなくなったとき、又は設備及び運営に関する基準に適合しなくなったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

オ 変更命令

法第102条又は法第114条の4の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院に係る施設の管理者が当該施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、当該施設の管理者の変更を命ずることができる。

カ 業務運営の勧告、命令等

法第103条又は法第114条の5の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院において基準違反の事実が確認された場合、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができるほか、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。また、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、勧告又は命令をした場合は、当該施設の開設者に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

キ 許可の取消し等

法第104条又は法第114条の6の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院における指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第104条第1項各号、法第114条の6第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該施設に係る許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「許可の取消等」という。）をすることができる。

ク その他

監査の結果については、文書により通知する。なお、上記ア～キに該当する場合はそれらの通知に代えることができる。また、上記ア～キに該当しない、改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求めるものとする。

(2) 聴聞等

監査の結果、当該サービス事業者等が命令又は指定の取消等若しくは許可の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められた場合は、監査後に取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(3) 経済上の措置

ア 取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該サービス事業者等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに係る保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

イ 上記アの不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

ウ 不正利得に当たらないと認められた場合であって、介護報酬の返還が生じる場合は、当該サービス事業者等に対し、「京都市介護保険サービス事業者等指導実施要綱」の第10条に準じて、自主返還を求める。

（法に基づく権限行使）

第7条 前2条の規定は、法又は他の法令に基づいて有する権限の行使を妨げない。

（厚生労働省等への報告）

第8条 監査結果及び行政上の措置の実施状況については、必要に応じ、厚生労働省、京都府及び京都府国民健康保険団体連合会に報告する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。